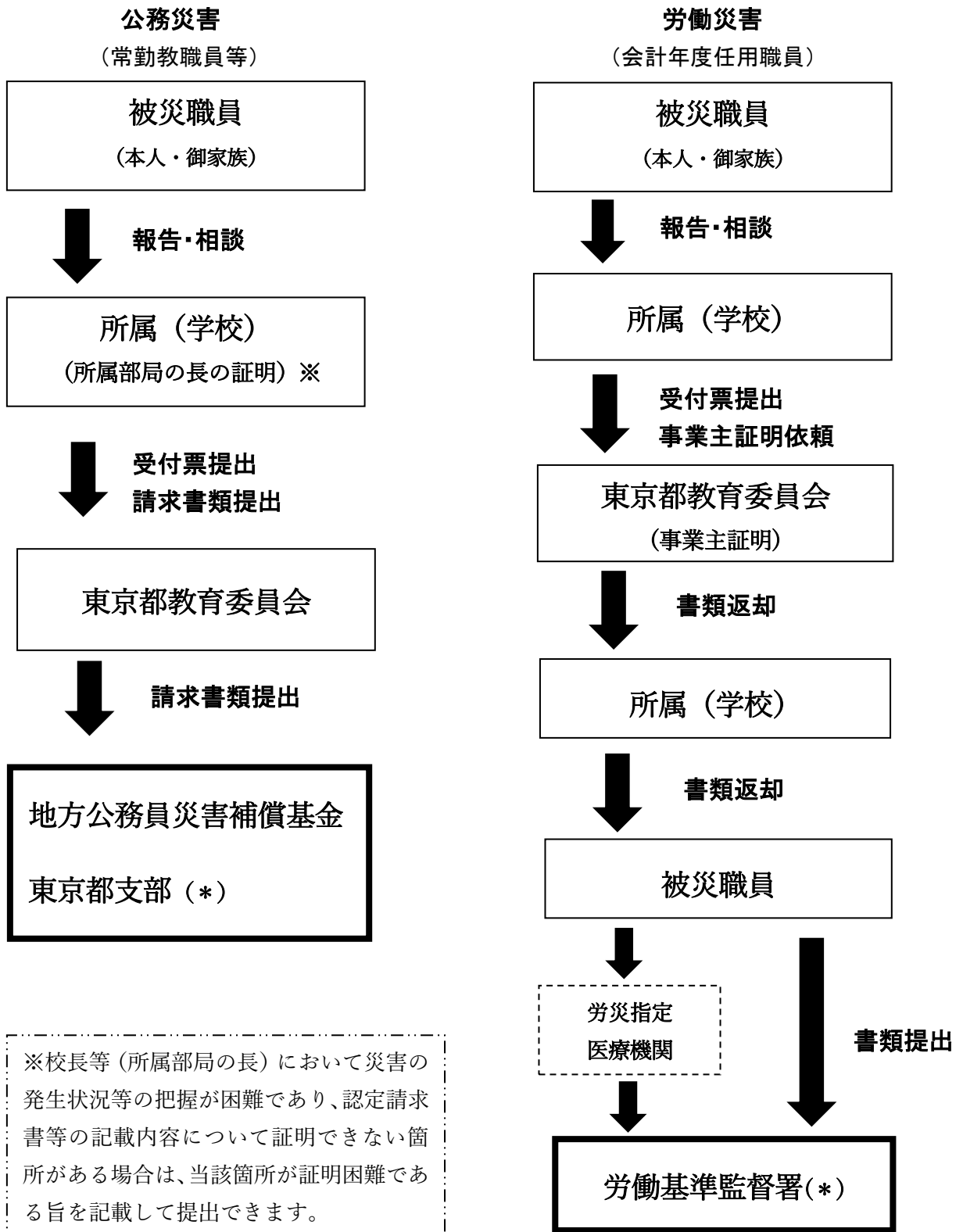


東京都公立学校における公務災害・労働災害請求の流れ
 (東京都教育委員会任用教職員の場合)



※校長等(所属部局の長)において災害の発生状況等の把握が困難であり、認定請求書等の記載内容について証明できない箇所がある場合は、当該箇所が証明困難である旨を記載して提出できます。

* 補償実施機関